

高槻市立高槻認定こども園分室等運営業務委託に係る プロポーザル募集要項

1 趣旨

高槻市立高槻認定こども園休日一時預かり保育室及び高槻認定こども園分室において、高槻市立幼保連携型認定こども園条例（平成 27 年高槻市条例第 22 号）に規定する一時預かり保育を実施するにあたり、一時預かり保育がこれまで民間等で先行的に実施されてきた業務であるため、民間事業者が持つノウハウを積極的に活用し、価格提案に加え、安全かつ質の高い保育を提供できる事業者をプロポーザル方式により募集するもの。

2 業務名等

- (1) 業務名 高槻市立高槻認定こども園分室等運営業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
- (4) 事業規模 契約上限額 総額 625,000,000 円（非課税）
- | | | | |
|-------|----------|----|------------|
| 支払限度額 | 令和 9 年度 | 年額 | 208,333 千円 |
| | 令和 10 年度 | 年額 | 208,333 千円 |
| | 令和 11 年度 | 年額 | 208,334 千円 |

※保育料（給食費含む）は市の収入とする。

- (5) 業務概要 高槻市立幼保連携型認定こども園条例第 12 条に規定する「一時預かり保育（随時利用保育、定期利用保育、年度利用保育、送迎利用保育）」について、仕様書等の内容にて運営する業務をいう。大別し、下記ア及びイの二つの施設の運営業務となる。

ア 高槻認定こども園分室（以下、「分室」という。）

場所：高槻市城内町 1 - 14

内容：定員 50 名の「年度利用保育」及び定員 20 名の「送迎利用保育」の保育業務（給食調理を含む）

※送迎利用保育は、送迎先へのバス添乗あり（バスの運転業務等は除く）

イ 高槻認定こども園休日・一時預かり保育室（以下、「休日・一時預かり保育室」という。）

場所：高槻市八丁畷町 12 番 5 号（高槻市立高槻子ども未来館 1 階）

内容：定員 50 名の「定期利用保育」及び定員 10 名の「随時利用保育」（給食調理は除く）

3 日程

本プロポーザルの日程は以下のとおりとする。

項目	時期（いずれも令和8年）
公募開始	6月26日（金）
参加希望者への業務説明会	7月9日（木）
参加希望者への施設見学会	7月12日（日）
参加表明書等の提出期限	7月24日（金） 17時15分まで
質問の提出期限	7月24日（金） 17時15分まで
応募資格審査結果の通知発送	7月31日（金）まで
質問に対する回答	7月31日（金）まで
企画提案書等の提出期限	8月13日（木） 17時15分まで
ヒアリングの実施通知	8月19日（水）
ヒアリングの実施	8月25日（火）頃
業務実施事業者の決定	8月31日（月）以降
契約の締結	9月中を予定

4 応募資格

本プロポーザルに応募できる者は、以下の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 高槻市財務規則（平成7年高槻市規則第13号）第107条に規定する入札参加資格者名簿に登載されていること。但し、必要書類（その他必要書類一覧表）の提出により、上記に準ずる資格があるものとみなすことができるものとする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 高槻市建設工事請負業者指名停止基準又は高槻市物品売買業者指名停止基準の規定による指名停止等の期間中でない者であること。
- (4) 高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号）第2条に掲げる暴力団員又は暴力団密接関係者のいずれにも該当しないこと、及び高槻市契約からの暴力団排除に関する措置要綱の規定による入札等除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (5) 次のア、イのすべての要件を満たすこと。
 - ア 1年以上の一時預かり保育の実績を有していること。
 - イ 認可保育施設（認可保育所、認定こども園、小規模保育事業）を現に3年以上運営する実績を有していること。

5 応募方法

本プロポーザルへ応募する者は、以下の必要書類を所管課まで直接持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。）にて提出すること。

(1) 必要書類

- ① 参加表明書（様式 1）
- ② 業務実績届（様式 2）
- ③ 「その他必要書類一覧表」に示す書類

※高槻市財務規則（平成 7 年高槻市規則第 1 3 号）第 1 0 7 条に規定する入札参加資格者名簿に登載されている場合は、③は不要

その他必要書類一覧表

NO.	書類名	提出	複写	備考
1	使用印鑑届（様式 3）	◎	不可	法人で個人名印を使用印として押印する場合は、必ず社印も押印すること
2	委任状（様式 4）	△	不可	契約に関する権限を支店長等に委任する場合のみ提出が必要
3	印鑑証明書	◎	可	拡大・縮小コピーは不可
4	商業登記簿謄本 （現在事項全部証明書）	◎	可	履歴事項全部証明書でも可
5	財務諸表類	◎	可	直近 1 年間の財務を示す下記のもの ①貸借対照表、②損益計算書、③株主資本等変動計算書
6	納税証明書 （国税通則法施行規則別紙第 9 号書式その 3 の 3）	◎	可	
7	高槻市税の完納証明書	△	可	高槻市内に事業所等のある法人のみ提出が必要
8	暴力団排除に関する誓約書 （様式 5）	◎	不可	

※官公庁発行の証明書類については、令和 8 年 4 月 1 日以降発行のものを提出すること。

ただし、7 の高槻市税の完納証明書については、令和 8 年 1 月 4 日以降発行のものでも可。

※表中において「◎」は必須提出書類、「△」は必要となる場合に提出とする。

(2) 資料の交付等

交付資料	取得方法
<ul style="list-style-type: none"> ・資料① 各施設位置図 ・資料② 高槻認定こども園分室位置図 ・資料③ 高槻認定こども園休日・一時預かり保育室 	市ホームページからダウンロード

位置図	
<ul style="list-style-type: none"> ・資料④ 高槻認定こども園分室 1 階平面図 ・資料⑤ 高槻認定こども園休日・一時預かり保育室平面図 	参加表明者に対してメールで送付

(2) 提出期限

令和 8 年 7 月 2 4 日（金） 1 7 時 1 5 分（必着）

(3) 提出場所

高槻市子ども未来部 保育幼稚園総務課 総務チーム
〒 5 6 9 - 0 0 6 9 大阪府高槻市八丁畷町 1 2 番 5 号
電 話：0 7 2 - 6 4 8 - 3 2 4 8
メール：bunshitsu-puropo@city.takatsuki.osaka.jp

6 業務説明会及び施設見学会の開催

(1)業務説明会

令和 8 年 7 月 9 日（木） 9 時 3 0 分からを予定
高槻市立高槻子ども未来館（高槻市八丁畷町 1 2 番 5 号）3 階 中会議室

(2)施設見学会

令和 8 年 7 月 1 2 日（日） ※時間は別途連絡
分室及び休日・一時預かり保育室

(3)業務説明会及び施設見学会への参加に関する留意事項

- ・会場の都合上、1 社につき 3 名以内の参加とする。
- ・業務説明会、施設見学会どちらか一方のみの参加も可とする。
- ・業務説明会、施設見学会に参加される場合は、所定の様式（様式 6 - 1）により、令和 8 年 7 月 6 日（月）までに所管課へメールで申し込むこと。
- ・この募集要項等の資料は、各自持参すること。
- ・不参加でも本プロポーザルに応募は可能。
- ・不参加であったことにより、審査において不利になることはない。

7 質疑について

本プロポーザルに関する質疑については、以下のとおりとする。

(1) 受付方法

- ① 質問書（様式 6 - 2）に記入の上、所管課までメールで提出すること。
- ② メールのはじめの件名は、「高槻市立高槻認定こども園分室等運營業務（質問）」と明記し、必ず着信確認を行うこと（容量は 1 送信あたり 7 M B 以内とする）。

(2) 提出期限

令和8年7月24日（金） 17時15分（必着）

(3) 回答方法

寄せられた全ての質問に対する回答を令和8年7月31日（金）までに全参加表明者へメール等で連絡する。

8 応募資格審査手続

(1) 審査

提出された応募資格に関する書類を審査する。

(2) 審査結果の発表

令和8年7月31日（金）までに、書面にて審査結果（応募資格の適否）を通知する。

9 企画提案書等の提出

以下のとおり企画提案書及び見積書を作成し、所管課まで直接持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。）にて提出すること。

(1) 企画提案書の構成、書式等

- ① 原則として全てA4判の用紙を用い（A3判のA4サイズ折は可とするが、極力少なくすること。）、通し番号（ページ数）を付すこと。
- ② 枚数は22頁以内（表紙・目次は頁数に含まない。施設長及び保育従事予定者の状況と採用計画（様式7-1・2、8-1・2）、準備作業スケジュール（様式9）は頁数に含む。）とすること。
- ③ 表紙の記載項目は、件名（高槻市立高槻認定こども園分室等運營業務）及び提出日とする。
なお、正本にのみ提案者名も記載すること。
- ④ 提案者名を匿名として審査するため、正本の表紙以外は提案者名を記載しないものとする。
- ⑤ 企画提案書の提出部数は、正本1部、副本12部とする。

(2) 企画提案書の記載内容

企画提案書は、「仕様書」を踏まえた上で、以下の項目について提案も含めて簡潔に記載すること。なお、「②施設長及び保育従事予定者の状況と採用計画」「④準備作業スケジュール」以外の様式は自由とする。

- ① 業務の実施方針及び保育方針
- ② 施設長及び保育従事予定者の状況と採用計画（様式7-1・2、8-1・2）
- ③ 各業務の配置シフト例
- ④ 準備作業スケジュール（様式9）
- ⑤ 分室の送迎利用保育における三箇牧認定こども園との連携
- ⑥ 休日・一時預かり保育室と隣接する高槻認定こども園との連携
- ⑦ 仕様書に記載のない独自のノウハウや提案
- ⑧ 業務を実施するための見積り（様式自由・税抜き）

(3) 作成上の注意事項

- ① 企画提案書は、業務を実施する上での基本的な考え方や手法、各社のPRポイント等を求めるものであり、仕様を確定させるものではない。
 - ② 具体的な実施内容については、提案書の内容を反映しつつ、協議の上、契約時に決定するものとする。
 - ③ 見積書は、積算項目がわかるように記載すること。
- (4) 提出期限
令和8年8月13日(木) 17時15分(必着)

10 ヒアリングの実施

企画提案の内容について、高槻市立高槻認定こども園分室等運営業務に係る事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)によるヒアリングを以下のとおり実施する。

- (1) ヒアリング対象者
 - ① 提案者の提出書類から資格要件を判定し、適格者をヒアリング対象者とする。
 - ② 提案者が多数の場合は、「12 審査基準 NO.1 業務実績」を基準に事前審査を行い、最大5者をヒアリング対象者として選定する。
 - ③ 提案者が1者の場合でも、選定委員会によるヒアリングを実施する。
 - ④ 選定委員会における評価点が満点の6割未満の場合は、非選定とする。
- (2) 実施通知
 - ① 令和8年8月19日(木)に企画提案書の提出者全員に、文書でヒアリング実施または非実施の通知を行う。
 - ② ヒアリングの時間、場所等の詳細は、ヒアリング実施通知に併せて通知する。
- (3) ヒアリング日程
令和8年8月25日(火)頃を予定
- (4) ヒアリング方法
ヒアリングについては、提案者が選定委員会の委員に提案説明を行った後、質疑応答に入る。
なお、提案説明は、企画提案書等を使用して行うこと。

11 審査方法

提案の審査は、以下のとおり行う。

- (1) 選定委員会の委員が、審査基準に基づき、提案書内容及びヒアリング結果について、審査項目ごとに点数化して評価する。
- (2) 各提案者の評価点は、委員の採点の合計点とし、選定委員会は評価点が最高点の者を最優秀提案事業者に決定する。
- (3) 評価点が最高点の者が複数いる場合は、抽選により最優秀提案事業者を決定するものとする。

1.2 審査基準

審査基準は、以下のとおりとする。

NO.	評価項目	着眼点	配点
1	業務実績	・同種業務の履行実績は、本業務を履行できると信頼するに足りるものか。	10点
2	業務の実施方針及び保育方針	・市の状況や施策に沿った、実態にあった意欲的な提案か。 ・保育所保育指針に則った保育方針を策定しているか。 ・教育的要素や子どもの育ちに寄与する、独自性のある保育を実施予定であるか。	30点
3	施設長及び保育従事予定者の状況と採用計画	・本業務を確実に実施できる施設長及び保育従事者を確保しているか、あるいは現実的な採用計画を有しているか。 ・施設長や保育従事者の同種業務への従事実績は、本業務の担当者として十分なものか。	20点
4	準備作業スケジュール	・スケジュールが具体的に設定されているか。	5点
5	分室の送迎利用保育における三箇牧認定こども園等との連携	・仕様書にない三箇牧認定こども園等との連携案が提案されているか。	10点
6	休日・一時預かり保育室と隣接する高槻認定こども園との連携	・仕様書にない高槻認定こども園との連携案が提案されているか。	10点
7	独自のノウハウや提案	・仕様書にない独自のノウハウや提案がなされているか。	5点
8	経費見積	・見積金額はより低いものか。 ・見積り内容が満たされているか。	10点
	合計		100点

1.3 審査結果

審査結果の通知は、以下のとおり行う。

(1) 通知方法

提案者全員に対して文書で通知する。

(2) 通知発送日

令和8年8月31日（月）以降

1 4 契約手続き等

- (1) 契約書案は本市が作成する。
- (2) 契約に当たっては、企画提案時に提出された見積書に記載の金額にて、随意契約を行うものとする。
- (3) 契約保証金は、見積書に記載の金額（総額）の5%以上の金額を契約締結日までに納付すること。ただし、高槻市財務規則第117条に該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- (4) 本案件は消費税法別表第一第七号口に該当するため、消費税は非課税とする。

1 5 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類の返却は行わない。
- (3) 提出された企画提案書は、公正性、透明性、客観性を期すため高槻市情報公開条例に基づき公表する場合がある。

1 6 問い合わせ先（担当課）

〒569-0096 大阪府高槻市八丁畷町12番5号（高槻子ども未来館2階）

高槻市子ども未来部 保育幼稚園総務課 総務チーム

電話：072-648-3273

メール：bunshitsu-puropo@city.takatsuki.osaka.jp